

社援総発0319第2号  
平成23年3月19日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る  
災害救助法の弾力運用について(その2)  
(平成23年3月19日社援総発0319第1号通知関連)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災に係る災害救助費等負担金については以下の通り取り扱うこととしたので弾力的に対応されたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

#### 記

災害救助法(昭和22年法律第118号)第36条の規定による災害救助費の国庫負担については、「災害救助費の国庫負担について」(昭和40年5月11日厚生省社第163号。以下「交付要綱」という。)に基づき、災害救助法の規定に基づく救助の実施のため都道府県が支弁した費用を対象に精算交付することを原則としているが、今般の震災に係る災害救助費等負担金の国庫負担については、予算措置後速やかに国庫負担金の概算交付を行うことが可能であるので、了知されたい。

なお、迅速な交付を行う観点から所要額の積算については簡素化するので、応急仮設住宅の見込数(概算で可)を添えて必要な額を申請されたい。なお、申請手続きの詳細については交付要綱を参考とされたい。